日影規制

鑑定評価を行って、実際に日影規制が問題になることは今までなかったが、考えられるのは、容積率の低い地域で 3 階建て以上の建物を想定する時に関連してくる。

実際に規制に抵触するかどうかを検証するためには日影図を描いてみる必要がある。
そこで、jw-win を使って、どの位簡単に描けるものか試してみた。
二次元 CAD で簡単な図形を描いて、北の方向を示し、建物の高さを表示して日影図を描く指示をすれば、これは簡単にやってくれます。

Jw-win の無料ソフトをダウンロードして、暇な時に、半日遊べばやれますね。

参考）姫路市の日影規制

・規制を受ける建築物

規制の対象となる建築物は、第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域では軒高が 7 メートルを越えるか又は地上 3 階建て以上の建築物で、他の地域では、高さが 10 メートルを越える建築物（小規模な塔屋などは除かれます）となっています。従って 3 階建てか 4 階建て以上の建築物が規制をうけることとなりますので、通常の 2 階建ての建築物は対象となっていません。

・規制される日影時間

日影規制の規制時間は、建築基準法により冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの 8 時間以内で一定の数値が与えられています。そのいずれかを採用するかは地方自治体の条例で決めることになっており、姫路市では兵庫県建築基準条例によって、次の表のように決めています。

対象区域	容積率	測定位置（平均地盤面からの高さ）	日影規制時間	
			敷地境界から 5m を越え 10m 以内	敷地境界から 10m を越える範囲
第 1 種低層住居専用地域	100%	1.5m	4 時間以内	2.5 時間以内
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	150%		5 時間以内	3 時間以内
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	150%	4m	3 時間以内	2 時間以内
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	200%		4 時間以内	2.5 時間以内
近隣商業地域	200%		5 時間以内	3 時間以内
市街化調整区域	200%		4 時間以内	2.5 時間以内

影係数表 [緯度 = 35°][冬至]

時 刻	太陽 高度	太陽方位角	影長倍率	X 係 数	Y 係 数
9:00	16°55'	-42°41'	3.289	-2.230	2.417
9:30	20°41'	-36°41'	2.634	-1.574	2.112
10:00	24°08'	-30°10'	2.232	-1.122	1.938
10:30	26°52'	-23°10'	1.975	-0.777	1.815
11:00	28°53'	-15°44'	1.813	-0.492	1.745
11:30	30°08'	-7°57'	1.723	-0.239	1.707
12:00	30°33'	0°00'	1.694	0.000	1.694
12:30	30°08'	7°57'	1.723	0.239	1.707
13:00	28°53'	15°44'	1.813	0.492	1.745
13:30	26°52'	23°10'	1.975	0.777	1.815
14:00	24°08'	30°10'	2.232	1.122	1.938
14:30	20°41'	36°41'	2.634	1.574	2.112
15:00	16°55'	42°41'	3.289	2.230	2.417

日影長さ表 [緯度 = 35°][冬至]
高さ=8.000(m)　測定面高さ=1.5(m)
計算面さ=6.500(m)
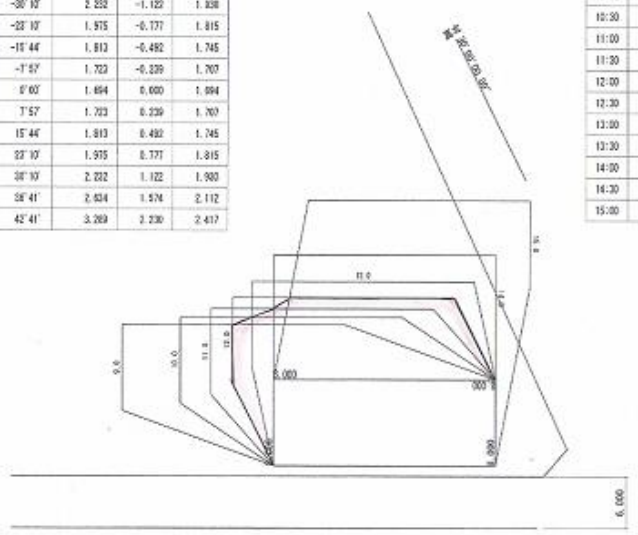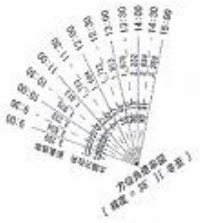
時 刻	影長倍率	日影長さ(m)
9:00	3.289	21.379
9:30	2.634	17.121
10:00	2.232	14.508
10:30	1.975	12.838
11:00	1.813	11.785
11:30	1.723	11.200
12:00	1.694	11.011
12:30	1.723	11.200
13:00	1.813	11.785
13:30	1.975	12.838
14:00	2.232	14.508
14:30	2.634	17.121
15:00	3.289	21.379